

60歳未満で会社などを退職されるかたへ

国民年金の加入手続きが必要です！

60歳未満で会社などを退職されるかたや、そのかたに扶養されている配偶者は、国民年金の加入手続きが必要です。保険証を任意継続されたかたも国民年金への切り替えが必要です。☎国保年金課年金係 ☎6753

会社などを退職すると本人（第2号被保険者）と配偶者（第3号被保険者）は国民年金の加入手続きをすることで、第1号被保険者となります。
手続きに必要な物
 ▷印鑑 ▷年金手帳 ▷資格喪失証明書など



国民年金に未加入、または加入していても未納にしていると、老後に受け取る年金を受けられなくなったり、減額されたり、万一のときに障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合があります。
 すぐに厚生年金に加入する予定でも空白期間が1日でもあれば、国民年金への加入手続きが必要です。

国民年金保険料は、日本年金機構から郵送される納付案内書により、各金融機関やコンビニエンスストアで納付できます。
 ※口座振替やクレジットカードでも納付できます。持ち物▶銀行届け出印、通帳（クレジットカード）※前納払いにすると保険料の割引があります。



保険料の納付に困ったときは、免除制度に該当する場合がありますので、雇用保険受給資格者証や離職票を持参の上、早めにご相談ください。
 ※免除が認められると、年金を受給するための資格期間に反映され、老後、受け取る年金額に計算されるため未納より有利です。

◆こんなときは届け出が必要です◆ **国民年金被保険者区分**▶第1号（自営業者、学生、無職のかたなど）▶第2号（会社員や公務員など厚生年金・共済年金の加入者）▶第3号（会社員や公務員の妻など第2号被保険者の被扶養配偶者）

こんなとき	どうする	届け出先	手続きに必要なもの
20歳になった	国民年金への加入の届け出をする	第1号被保険者▶市役所 第3号被保険者▶配偶者の勤務先	印鑑 配偶者の勤務先に問い合わせください
結婚や退職などで配偶者の扶養になった	第3号被保険者への種別変更の届け出をする	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせください
配偶者の扶養からはずれた	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届け出をする	市役所	印鑑、資格喪失証明書
配偶者が会社を変更した	引き続き第3号被保険者となる届け出をする	配偶者の新しい勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせください
転入・転出した	住所変更の届け出をする	異動先の市町村役場	年金手帳、印鑑
海外に居住する	国民年金の任意加入の手続き、または国民年金をやめる届け出をする	市役所	年金手帳、通帳、銀行届け出印
年金の受給資格が足りない、年金額を満額に近づきたい	60～65歳未満のかたは任意加入の届け出をする	市役所	年金手帳、通帳、銀行届け出印
年金手帳をなくした	再交付の届け出をする	第1号被保険者▶市役所 第2号被保険者▶勤務先 第3号被保険者▶配偶者の勤務先	印鑑、本人を確認できるもの 勤務先に問い合わせください

4月から国民年金の保険料が変更になります

- ▶24年度国民年金保険料は、**月額14,980円**になります。（23年度より40円減）
- ▶4月上旬に日本年金機構から国民年金保険料納付案内書（納付書）が郵送されます。毎月分の納付書のほかに、割引になる前納（1年、6カ月）の納付書も同封されていますのでご利用ください。（納付期限あり）

24年度学生納付特例申請の受け付けが始まります

- ▶**学生納付特例制度**は、本人の所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生のかたが、在学中の保険料を後払いできる制度です。**申請は毎年必要です。**
- ▶申請の受け付けは、4月2日(月)から行い、申請期限は平成25年4月末日までです。なお、23年度の申請をしていないかたは、5月1日(火)までに申請してください。

申請手続き 申請場所 国保年金課年金係または十和田湖支所

- ▶2月下旬までに学生納付特例の承認を受けたかたで、4月以降も引き続き在学予定のかたには、3月下旬から4月初旬までに日本年金機構から学生納付特例申請ハガキが送付されますので、必要事項を記入の上、郵送で申請してください。
- ▶初めて学生納付特例を申請するかた、または在学する学校が変更になったかたは、次により申請してください。

- ◆持ち物▷年金手帳▷認印▷在学証明書または学生証の写し
 ※代理人が申請する場合は、上記のほかに次のものが必要です。
 ●同じ世帯のかた▷代理人の身分証明書（免許証、保険証など） ●世帯の異なるかた▷委任状

国民健康保険の届け出をお忘れなく！

次のようなことがあったら、必ず**14日以内**に届け出ましょう。☎国保年金課国保給付係 ☎6750

	こんなとき	持参するもの
喪失手続き	就職や転職で職場の健康保険に加入したとき（職場の健康保険の被扶養者になったとき）	①国民健康保険被保険者証 ②資格取得証明書もしくは職場の健康保険被保険者証（保険加入の月日がわかるもの）
	他市町村に転出するとき	国民健康保険被保険者証
	学生用の国民健康保険被保険者証をお持ちのかたが卒業、または就職により職場の健康保険に加入したとき	①国民健康保険被保険者証 ②卒業証書の写しまたは卒業証明書 ③資格取得証明書もしくは職場の健康保険被保険者証（保険加入の月日がわかるもの）
加入手続き	転職や退職により職場の健康保険をやめたとき（職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき）	①資格喪失証明書 ②妊婦のかたは母子健康手帳もお持ちください
	定年退職を迎えたとき（65歳未満のかた）	①資格喪失証明書 ②年金証書（年金受給権のあるかた）
	他市町村から転入してきたとき	窓口に来るかたの身分証明書（運転免許証、住民基本カード、パスポートなど）
その他	国保の資格のあるかたで、修学のため他の市町村に転出するとき	①印鑑 ②国民健康保険被保険者証 ③学校で発行する在学証明書（平成24年4月以降の在学証明書） ④窓口に来るかたの身分証明書（運転免許証、住民基本カード、パスポートなど）
	▷転居したとき▷世帯主や氏名が変わったとき▷世帯を分けたり一緒にしたとき	国民健康保険被保険者証

※保険証をなくしたり、破損したりしたときは、再交付します。窓口に来るかたの身分証明書（運転免許証、住民基本カード、パスポートなど）と印鑑をご持参ください。

後期高齢者医療被保険者のかたへ

☎国保年金課長寿医療係 ☎6752

平成24・25年度の青森県後期高齢者医療保険料について

平成24・25年度の青森県後期高齢者医療保険料率は、これまでと変わらず、**均等割額40,514円、所得割率7.41%**となります。また、平成24年度の保険料賦課限度額は、55万円となります。

後期高齢者医療保険料特別徴収の仮徴収額を平準化することができます

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、年6回ある納期の前半（4月・6月・8月）を「仮徴収」、後半（10月・12月・翌年2月）を「本徴収」と称して、納めていただいておりますが、収入の変動などがあると、仮徴収額と本徴収額に大きな差額が出てしまいます。
 そこで、年金から天引きされる保険料額（徴収額）が1年間を通じて、できるだけ均等になるよう、申し出により6月と8月の徴収額を変更し、特別徴収における徴収額の平準化を図ることが可能です。
 平準化を希望するかたは、期限までに申し出をしてください。

【例】 ●平準化しない場合

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	合計
4月	6月	8月	10月	12月	2月	40,500円
12,900円	12,900円	12,900円	600円	600円	600円	

前半（仮徴収額） > 後半（本徴収額）

●平準化した場合

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	合計
4月	6月	8月	10月	12月	2月	40,500円
12,900円	5,500円	5,500円	5,600円	5,500円	5,500円	

変更 ↓ 申し出により、6月と8月の仮徴収額を調整します

※この申し出は、年6回ある納期に年金から天引きされる保険料額（徴収額）をできるだけ均等にするを目的としています。年度内に納める保険料額の総額は変わりません。

※上記はあくまでも一例です。前年度の保険料額により、各納期の徴収額は個々に異なります。

▶申し出に必要なもの

- ▷確定申告書の写しや年金の源泉徴収票などの平成23年中の所得見込額がわかるもの（世帯内の「後期高齢者医療の被保険者全員」と「世帯主」のかたのもの）
- ▷後期高齢者医療被保険者証 ▷認印（後期高齢者医療被保険者のかたのもの）

▶申し出期限 平成24年4月5日(木)

▶申し出できる人

後期高齢者医療被保険者本人または同一世帯員に限ります。それ以外のかたは、委任状が必要となります。